

令和6年第3回議事録

黒石市農業委員会

議 事 録

- 1 開催日時 令和6年3月18日(月) 午前8時48分～午前9時42分
- 2 開催場所 黒石市産業会館4階 大会議室
- 3 出席委員 (13人)

会 長	11番	木 立 康 行			
会長職務代理者	10番	佐 藤 孝 文			
委 員	1番	佐 藤 陽 介	2番	今 隆 俊	
	3番	石 澤 孝 知	4番	長 内 康 之	
	5番	木 村 功	6番	高 橋 英 子	
	7番	工 藤 勝 彦	8番	大 平 成 年	
	9番	工 藤 元 伸	12番	佐 藤 国 雄	
	13番	佐 山 秀 夫			
- 4 欠席委員 (2人)

2番	今 隆 俊	6番	高 橋 英 子
----	-------	----	---------
- 5 出席農地利用最適化推進委員 (5人)

・黒石地区	高 木 一 弥	・沖揚平・厚目内地区	森 山 栄 治
・山形地区	山 口 貴 佳	・六郷地区	加 藤 浩 揮
・中野地区	櫻 庭 太 志		
- 6 欠席農地利用最適化推進委員 (1人)

・浅瀬石・追子野木地区	佐 藤 仁
-------------	-------
- 7 議事参与の制限委員 (4人)

1番	佐 藤 陽 介	3番	石 澤 孝 知
11番	木 立 康 行		

8 付議案件

報告第5号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第6号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
議案第8号	農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第9号	農用地利用集積計画の決定について
議案第10号	非農地証明申請について
議案第11号	耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について
議案第12号	黒石市農業委員会会議傍聴規則について
議案第13号	令和6年度最適化活動の目標の設定等について
議案第14号	職員の任免について

9 事務局職員

事務局長	中 田 憲 人
事務局長補佐	工 藤 英 樹
主事	工 藤 慎 也
主事	福 澤 野 亜

中田事務局長	定刻前ですが、本日、出席予定の皆様がお揃いになりましたので、会議を始めさせていただきます。 本日は、今隆俊委員、高橋英子委員、佐藤仁推進委員から欠席の連絡が入っております。 それでは、会議規則第4条の規定により、会長に議長を務めていただき進めてまいります。よろしくお願いします。
議 長	(開会のあいさつ) 黒石市農業委員会憲章の唱和を、佐藤孝文職務代理者をお願いします。
職務代理者	ご起立願います。 私が読み上げますので、一、農業委員会は、の次からご唱和をお願いします。 黒石市農業委員会憲章 一、農業委員会は、(全員で唱和) ありがとうございました。
議 長	ただいまから、令和6年第3回黒石市農業委員会総会を開会いたします。 在任農業委員中、出席委員が11人で、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。 また農地利用最適化推進委員につきましても、5人が出席しております。 次に、議事録署名者並びに書記の選任についてお諮りいたします。
委 員	「議長一任」の声
議 長	議長一任の声がありますので、私から指名いたします。 議事録署名者には、3番石澤孝知委員、4番長内康之委員をお願いします。 書記には事務局の工藤補佐をお願いします。 なお、総会の議案書は、事前に各委員に配付しておりますので、事務局には要点の説明をお願いします。 議案の審議に入る前に、報告第5号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」を事務局から報告をお願いします。
福澤主事	報告第5号は、農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり農地法の許可を要しない権利取得に係る届出書を受理したので報告するものです。 別紙で説明いたします。 2ページをご覧ください。 令和6年2月受理分は、相続が15件、総面積73,384㎡、田が21筆42,751㎡、平畑が16筆15,279㎡、樹園地が6筆15,354㎡となっております。 以上です。
議 長	ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。

委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、次に、報告第6号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を事務局から報告をお願いします。
福 澤 主 事	報告第6号は、農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものです。 別紙で説明いたします。 5ページをご覧ください。 受付番号13番は、大字石名坂字櫻清水の樹園地、ほか1筆合計2,890㎡を賃借人の都合により、令和6年2月9日に合意解約したものです。 受付番号14番は、大字浅瀬石字龍ノ口の樹園地、7,165㎡を賃貸人の都合により、令和6年2月9日に合意解約したものです。 受付番号15番は、境松字石切の田、7,260㎡を賃貸人の都合により、令和6年2月9日に合意解約したものです。 受付番号16番は、角田の田、59㎡を賃貸人の都合により、令和6年2月9日に合意解約したものです。 受付番号17番は、富田の田、1,959㎡を賃貸人の都合により、令和6年2月20日に合意解約したものです。 次のページに移ります。 受付番号18番は、浅瀬石字櫻田の田、3,611㎡を賃貸人の都合により、令和6年2月16日に合意解約したものです。 以上です。
議 長	ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、以上で報告を終わります。 それでは、議案第8号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
福 澤 主 事	議案第8号は、農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。 別紙で説明いたします。 今回の申請は、使用貸借権設定が2件、賃借権設定が5件、所有権移転が5件です。 9ページをご覧ください。 (1) 使用貸借権設定です。 受付番号5番は、大字上十川字長谷沢一番圃の樹園地、ほか4筆合計8,343㎡を経営規模拡大のため、5年間貸借するものです。

	受付番号6番は、大字竹鼻字山平の樹園地、ほか5筆合計4,783㎡を経営移譲のため、10年間貸借するものです。 11ページへ移ります。 (2) 賃借権設定です。 受付番号6番は、大字上十川字長谷沢一番囲の田、ほか2筆合計3,949㎡を経営規模拡大のため、5年間貸借するものです。 受付番号7番は、小屋敷西の田、3,344㎡を経営規模拡大のため、5年間貸借するものです。 受付番号8番は、大字下目内澤字小屋敷添の畑、1,349㎡を経営規模拡大のため、3年間貸借するものです。 12ページへ移ります。 受付番号9番は、大字浅瀬石字山辺の畑、16,167㎡のうち8,083㎡を経営規模拡大のため、5年間貸借するものです。 受付番号10番は、大字浅瀬石字龍ノ口の樹園地、5,088㎡を契約期間更新のため、3年間貸借するものです。 13ページへ移ります。 (3) 所有権移転です。 受付番号10番は、大字浅瀬石字龍ノ口の樹園地、1,996㎡を経営規模拡大のため、売買により取得するものです。 受付番号11番は、大字浅瀬石字龍ノ口の樹園地、796㎡を経営規模拡大のため、売買により取得するものです。 受付番号12番は、大字石名坂字村ヨリ西の田、77㎡を耕作便利のため、売買により取得するものです。 受付番号13番は、大字袋字村元の樹園地、ほか3筆合計5,403㎡を経営規模拡大のため、売買により取得するものです。 14ページへ移ります。 受付番号14番は、大字石名坂字姥懐の樹園地、620㎡を耕作便利のため、売買により取得するものです。 以上の申請につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。 なお、申請書及び添付書類の内容確認並びに申請地の現地調査にあたった委員より報告があります。 以上です。
議 長	それでは、聞き取り及び申請地の現地調査を行った、1番佐藤陽介委員に報告をお願いします。
佐藤陽介委員	今回申請があった農地について、去る3月7日、今隆俊委員、加藤浩揮推進委員、私と事務局を交えて、申請書及び添付書類等の審査並びに現地調査した結果を報告します。 (1) 使用貸借権設定です。 受付番号5番、6番は、経営規模拡大のための申請です。

	現況は樹園地で、権利取得後はそれぞれりんごの栽培が行われます。 (2) 賃借権設定です。 受付番号6番は、経営規模拡大のための申請です。 現況は田、樹園地で、権利取得後はりんごの栽培が行われます。 受付番号7番は、経営規模拡大のための申請です。 現況は田で、権利取得後は水稻の栽培が行われます。 受付番号8番、9番は、経営規模拡大のための申請です。 現況は畑で、権利取得後はそれぞれやさいの栽培が行われます。 受付番号10番は、契約期間更新のための申請です。 現況は樹園地で、権利取得後はりんごの栽培が行われます。 (3) 所有権移転です。 受付番号10番、11番は、経営規模拡大のための申請です。 現況は樹園地で、権利取得後はそれぞれりんごの栽培が行われます。 受付番号12番は、耕作便利のための申請です。 現況は田で、権利取得後は水稻の栽培が行われます。 受付番号13番は、経営規模拡大のための申請です。 現況は樹園地で、権利取得後はりんごの栽培が行われます。 受付番号14番は、耕作便利のための申請です。 現況は樹園地で、権利取得後はりんごの栽培が行われます。 今回申請があった12件は、権利を取得することで周辺農地及び農業上の利用において、影響はないものと思われます。 以上です。
議 長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
佐山秀夫委員	使用貸借権設定の6番は、親子関係ですか。どういう関係ですか。
福 澤 主 事	親子間での使用貸借権となっております。
佐山秀夫委員	借りる人は子供ですか。今までも農作業を手伝いに来ているのですか。
工 藤 主 事	それぞれ別々にりんごの栽培を行っていましたが、父親が高齢でりんごの栽培をやっていけないとのことなので、使用貸借設定を行うことになりました。
佐山秀夫委員	弘前市から来てりんご栽培をするのですか。
工 藤 主 事	元々経営している農地も黒石市内ですので、問題ないものと思われます。
佐山秀夫委員	わかりました。
議 長	ほかにございませんか。
委 員	「なし」の声

議 長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同	「異議なし」の声
議 長	ご異議がありませんので、議案第8号は原案のとおり決定いたします。 次の議案第9号につきましては、1番佐藤陽介委員、3番石澤孝知委員が審議対象になっておりますので、議事参与の制限に従い、退席をお願いします。 また、私の親族が、審議対象になっておりますので、議事参与の制限により退席いたします。議長を佐藤孝文職務代理者をお願いします。 (木立康行会長、佐藤陽介委員、石澤孝知委員退席)
議 長 (職務代理者)	それでは、議案第9号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
工 藤 主 事	議案第9号は、黒石市長から、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めたい旨の通知があったので、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により農業委員会の決定を求めるものであります。 今回の申請は、賃借権設定が14件、所有権移転が15件です。 別紙16ページから説明します。 (1) 賃借権設定です。 受付番号8番は、大字上十川字大野三番の田、5,955㎡を5年間10a当たり18,000円で、新規設定するものです。 受付番号9番は、大字浅瀬石字扇田の田、3,224㎡を5年間10a当たり10,000円で、新規設定するものです。 受付番号10番は、大字高館字乙里見の樹園地、ほか6筆合計6,810㎡を5年間10a当たり10,000円で、再設定するものです。 17ページに移ります。 受付番号11番は、大字南中野字井戸沢の畑、ほか2筆合計3,022㎡を10年間10a当たり6,600円で、再設定するものです。 受付番号12番から21番は、全て農地中間管理事業による10年間の新規設定となります。 受付番号12番は、大字黒石字十三森の田、4,777㎡を10a当たり10,000円での設定です。 受付番号13番は、大字赤坂字東池田の田、ほか2筆合計11,555㎡を10a当たり14,000円での設定です。 受付番号14番は、大字上十川字柳澤の樹園地、2,083㎡を10a当たり10,000円での設定です。 18ページに移ります。 受付番号15番は、大字上十川字柳澤の樹園地、2,081㎡を10a当たり10,000円での設定です。

受付番号16番は、大字上十川字山元の樹園地、5,191㎡を10a当たり10,000円での設定です。

受付番号17番は、大字黒石字浄光寺の田、ほか2筆合計17,728㎡を10a当たり10,000円での設定です。

受付番号18番は、大字中川字花岡の田、1,641㎡を10a当たり10,000円での設定です。

19ページに移ります。

受付番号19番は、大字三島字宮元の田、ほか2筆合計2,626㎡を10a当たり10,000円での設定です。

受付番号20番は、大字牡丹平字出石田北の田、2,180㎡を10a当たり10,000円での設定です。

受付番号21番は、大字赤坂字西田の田、1,793㎡を10a当たり10,000円での設定です。

20ページへ移ります。

(2) 所有権移転です。

受付番号8番から22番は全て経営規模拡大のための申請です。

受付番号8番は、大字石名坂字村ヨリ東の樹園地、705㎡です。

受付番号9番は、大字浅瀬石字櫻田の田、3,611㎡です。

受付番号10番は、大字牡丹平字浅沢の樹園地、ほか2筆合計2,290㎡です。

21ページに移ります。

受付番号11番は、大字竹鼻字北野田の樹園地、3,647㎡です。

受付番号12番は、大字浅瀬石字龍ノ口の樹園地、7,165㎡です。

受付番号13番は、大字赤坂字北野崎の樹園地、ほか1筆合計5,567㎡です。

22ページに移ります。

受付番号14番は、大字下山形字中村平の畑、2,412㎡です。

受付番号15番は、大字赤坂字北野崎の樹園地、1,982㎡です。

受付番号16番は、大字牡丹平字大沢の樹園地、2,470㎡です。

23ページに移ります。

受付番号17番は、大字牡丹平字堤沢の樹園地、ほか1筆合計4,309㎡です。

受付番号18番は、大字浅瀬石字松田の田、2,417㎡です。

受付番号19番は、大字浅瀬石字龍ノ口の樹園地、4,410㎡です。

24ページに移ります。

受付番号20番は、大字赤坂字北野崎の畑、ほか1筆合計5,938㎡です。

受付番号21番は、大字浅瀬石字松田の畑、ほか4筆合計4,051㎡です。

受付番号22番は、大字浅瀬石字櫻田の田、1,393㎡です。

以上、計画書の内容及び申し出のあった際の聞き取りにより、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

以上です。

議 長 (職務代理者)	ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委 員	「なし」の声
議 長 (職務代理者)	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員	「異議なし」の声
議 長 (職務代理者)	ご異議がありませんので、議案第9号は、原案のとおり決定いたします。 それでは、審議が終了いたしましたので、議長を木立会長と交代いたします。 ご協力ありがとうございました。 (木立康行会長、佐藤陽介委員、石澤孝知委員指定席に着く)
議 長	佐藤孝文職務代理者、ありがとうございました。 それでは、議案第10号「非農地証明申請について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
工 藤 主 事	議案第10号は、黒石市非農地証明事務取扱要領第3条の規定により、別紙のとおり非農地証明申請書の提出があったので審議を求めるものです。 別紙で説明いたします。 26ページをご覧ください。 受付番号1番の土地の所在は、大字下山形字村ヨリ北道ノ上、登記地目は田、面積は37㎡で、土地所有者は記載のとおりです。 証明内容は、現況、雑種地の状況です。 平成11年10月18日に通路用地として、農地法第5条許可がおりている農地です。 申請のあった土地については、農地に復元することが著しく困難である土地と判定及び確認されることから現況地目は非農地で、非農地証明を交付することに問題ないと思われます。 なお、申請地の詳細については、3条申請の現地調査と同様の方法で現地の確認を行った委員より報告があります。 以上です。
議 長	それでは、聞き取り及び申請地の現地調査を行った、1番佐藤陽介委員に報告をお願いします。
佐藤陽介委員	今回、非農地証明を受けたい申し出があった農地について、去る3月7日、今隆俊委員、加藤浩揮推進委員、私と事務局を交えて、事務局の現地の状況説明の聞き取りしたこと並びに、申請書及び添付書類等の審査した結果を報告します。 受付番号1番は、雑種地として非農地証明を受けたいとのことでした。

	現況は、道路であり、周辺の状況は、道路及び宅地です。 申請地は、20年以上前から道路として利用されており、道路用地として農地転用許可がおりているとのことです。 地目は、田となっておりますが、申請地は砂利が敷きつめられており、ただちに農地へ復することは難しい状況であり、申請者の自宅へ通じる道路の一部であることから、今後も農地に復することはないと思われます。 以上のことから、今回、非農地証明を受けたい申し出のあった土地については、非農地であると判断することに問題はないものと思われます。 以上です。
議 長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
佐藤国雄委員	この件は、どのようにして分かったものですか。
工 藤 主 事	こちらの申請につきましては、相続の手続きの際に、法務局で地目が田になっていることを知り発覚したものです。 元の所有者である申請者の父親が道路用地として農地転用許可を受けていたものの、地目が田のままとなっており、現況が道路となっていることから、非農地証明の手続きとなりました。
佐藤国雄委員	わかりました。
議 長	ほかにごいませんか。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同	「異議なし」の声
議 長	ご異議がありませんので、議案第10号は原案のとおり決定いたします。 それでは議案第11号「耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
工 藤 主 事	議案第11号は、農地法第30条の規定に基づく農地利用状況調査により把握された別紙の耕作放棄地について、農地法第2条第1項の農地に該当するか否かについて審議を求めるものです。 別紙で説明いたします。 筆数が多いので集計表で説明いたします。 今回、非農地判断を行う地目は、畑と田で、8月から9月ごろにかけて行った利用状況調査で、再生困難農地であると判定をした農地となります。

	全体では４７筆、面積は１０２，１１１㎡、うち現況山林は３筆、面積６，０６４㎡、現況原野は４４筆、面積９６，０４７㎡となっております。 各地区の状況です。 厚目内地区、中野地区、黒石地区は今回対象となる農地はありません。 沖揚平区は、筆数が５筆、面積は３２，９９０㎡となっております。 山形地区は、筆数が１６筆、面積は１０，８６１㎡となっております。 浅瀬石、追子野木地区は、筆数が９筆、面積３，０２８㎡となっております。 六郷地区は、筆数が１７筆、面積５５，２３２㎡となっております。 今後、所有者、法務局及び関係機関に非農地通知書を発送するとともに、農地基本台帳から削除いたします。 以上です。
議 長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同	「異議なし」の声
議 長	ご異議がありませんので、議案第１１号は原案のとおり決定いたします。 それでは議案第１２号「黒石市農業委員会会議傍聴規則について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
工藤局長補佐	議案第１２号は、黒石市農業委員会会議規則第２６条の規定に基づき、新たに黒石市農業委員会会議傍聴規則を制定することについて承認を求めるものです。 ３６ページをご覧ください。 制定理由については、今まで黒石市農業委員会会議規則に記載されておりましたが、今後、傍聴者がある事などを踏まえ、傍聴者の受付簿やその他詳細に加え、新たに黒石市農業委員会会議傍聴規則を制定するものです。 内容については、資料のとおりになります。 以上です。
議 長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
佐藤国雄委員	今までは規定はなかったのですか。
工藤局長補佐	今までは、黒石市農業委員会会議規則の中に含まれておりましたが、内容を詳しくして、新たに作りました。
佐藤国雄委員	わかりました。

議 長	ほかにございませんか。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同	「異議なし」の声
議 長	ご異議がありませんので、議案第１２号は原案のとおり決定いたします。 それでは議案第１３号「令和６年度最適化活動の目標の設定等について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
工藤局長補佐	議案第１３号は、農業委員会の適正な実務実施に係る令和６年度の最適化活動の目標と設定等について、青森県及び東北農政局に報告するため意見を求めるものであります。 ご説明いたします。 こちらは、農業委員会等に関する法律第３７条により農業委員会は、事務の実施状況を公表しなければならない。と規定されることから、公表するにあたり、意見を求めるものです。 公表方法としては、ホームページにて公表を予定しております。 ４０ページをご覧ください。 令和６年度最適化活動の目標の設定等です。 Ⅰ 農業委員会の状況についてですが、農林業センサス、農林課及び農業委員会の調査により数値を抽出しております。 次のページをご覧ください。 Ⅱ 最適化活動の目標についてです。 １の最適化活動の成果目標です。 (１) 農地の集積になります。 ①現状及び課題については、現状の集積率５６％、課題は、農業従事者の高齢化や離農により、担い手が減少している。特に、労働不足が深刻であるため、集積が進まない傾向にある、としております。 ②の目標については、令和１２年度に集積率９０％を目標としており、今年度の集積目標は８３ｈａとしております。 (２) 遊休農地の解消です。 ①現状及び課題としては、遊休農地の多くが中山間地域に存在し、条件不利地であるうえ、高齢化、後継者不足により農業従事者が減少しているため、担い手の育成等労働力の確保が課題である、としております。 ②の目標に関しては、緑区分の遊休地の解消面積を５０ｈａにしました。 次のページをご覧ください。 (３) 新規参入の促進です。

		①の現状は、これまでの実績になっております。課題は、新規参入希望者の意向を把握し、農業に参入しやすい環境を整えていく必要がある、としました。 次に、2の最適化活動の活動目標です。 (1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標ですが、月10日としました。 (2) 活動強化月間の設定目標については、年5回、8月と9月は管内農地の一斉パトロールの実施、12月は農地利用意向調査と営農意向調査、1月は経営開始資金等助成事業や農地のあっせん情報の提供、営農相談といたしました。 (3) 新規参入相談会への参加目標につきましては、今後、新規産業フェアなど開催された場合に、委員の方々に出席していただきたいと思っておりますが、今のところは未定となっております。 以上です。
議 長		ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委 員		「なし」の声
議 長		質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同		「異議なし」の声
議 長		ご異議がありませんので、議案第13号は、原案のとおり決定いたします。 これで、議案の審議が終了いたしました。 以上で、令和6年第3回黒石市農業委員会総会を終了いたします。 午前9時42分 終了 黒石市農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、ここに署名する。 令和6年3月18日

議長 木之内 康行

議事録署名者 石澤 孝知

議事録署名者 長内 康之